

## ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第4回会合(議事要旨)

令和5年7月21日金曜日10時30分～11時45分

場所:オンライン形式

### 1. 開会挨拶

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

### 2. 議事

作業部会における3年目意見交換の進め方(外務省)

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

外務省から、作業部会の今年度の活動予定について資料3、4、5を基に報告した。

- ・ 行動計画第4章で、計画の公表から3年後をめどに、関係府省庁連絡会議において、関連する国際的な動向と日本企業の取組状況について意見交換を実施するとあるため、本年度はこの規定に基づいた活動を中心に、作業部会の皆様にお願ひする。
- ・ 作業部会の皆様には、関連する国際的な動向と日本企業の取組状況の2つのテーマについて議論いただき、12月を目処に開催する第5回作業部会までに簡易な報告書をまとめていただく。作業部会によりとりまとめられた成果物を元に、年明け1月を目処に開催する円卓会議で包括的な意見交換を行っていただきたい。その上で、3月を目処に開催する関係府省庁連絡会議では作業部会の成果物と円卓会議での議論を踏まえ、行動計画で求められている意見交換を実施する。
- ・ 1つ目のテーマ、関連する国際的な動向については、主に諸外国の行動計画の意義や特徴、また諸外国の企業による人権尊重の取組について議論いただきたい。2つ目のテーマ、日本企業の取組状況については、日本企業による人権尊重の取組に関して現状、課題、好事例等を議論いただきたい。議論や作業の材料にさせていただくため、資料や企業、業界団体へのヒアリングの機会を設定させていただく。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ・ 全てのステークホルダー円卓会議構成員や作業部会構成員が参加しているステークホルダー懇談会で出された意見のポイントをいくつか報告させていただく。まず、関連する国際的な動向について、気候変動・紛争影響地域など新たな課題についても調査、意見交換を実施したい。
- ・ 2点目、企業の実態を把握することは有益だが、企業の取組を踏まえて、どのような政府の施策が期待されるのかも、調査、議論したい。その中でも特に、指標の特定や評価の実施方法を検討し、行動計画の改定と新たな取組に結びつけたいとの意見が非常に多かった。
- ・ 最後に、ヒアリングの対象について、政府の各省庁が、関連する施策においてどのような人権の負の影響に課題を感じ、取組をされているのかについてヒアリングを実施したい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ リソースに限られる中、2年後の改定を見据えると、作業部会の役割は、企業の取組の進捗を客観的に測るための評価指標、評価方法についての具体的な検討、及びモニタリングの実施だと考える。かつ、作業部会だけに任せるのではなく、外務省の関与が必要である。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ 人権デュー・ディリジェンスのモニタリングと救済へのアクセスの二つが、これまでの議論でみえてきた重要課題ではないかと考える。公共調達における人権デュー・ディリジェンスの組み入れも含まれる。
- ・ 最近「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」や「一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)等の救済プラットフォームが立ち上がっているが、行動計画の施策においても政府のガイドラインにおいても、指導原則の第3の柱の救済のアクセスの支援策が弱い。

(伊古田 隆一 日本労働組合総連合会(連合) 国際政策局長)

- ・ 意見交換において、指導原則との関連性を認識すべきと考えている点を強調する。
- ・ 資料5に関して、単に各国の取組の特徴を表面的にレビューしただけ、とならないよう、指導原則との関係で各国政府や企業がどのように対応しているのか、指導原則の特定の項目が各国の行動計画に盛り込まれていないのはなぜか、といった本質的な議論をするべきと考えている。
- ・ もう一つ、日本企業の取組について、ステークホルダーとの関与の状況も議論の視点に加えていただきたい。企業がステークホルダーと対話や協議を実施しているのか、実施している場合は積極的な効果があるのか、効果を感じているのか、実施していない場合、それはなぜか等を議論するのが望ましいと考えている。
- ・ 今年1年の進め方に関して質問する。資料3の2の「(1)実効的かつ持続可能なフォローアップのための作業方法の検討」において、指標について議論する方向と受け止めたが、資料4の年間スケジュールで、いつの作業部会で議論するのか明確でないため、明らかにしていただきたい。

(益子 千香 一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs 本部主幹)

- ・ 進め方について、3点申し上げたい。1点目、作業部会での成果も関係府省庁会議での検討に活かしていただきたい。2点目、指導原則をベースとした国際スタンダードの普及に努めるべき。3点目、指導原則の第4章に沿って関係府省庁とステークホルダーの実質的かつ継続的な対話の仕組みづくりをお願いしたい。
- ・ 資料5について、2点申し上げたい。1点目は資料5のテーマ1の「② 諸外国の企業による人権尊重の取組についての議論」で、「海外企業は、政府とどのように連携して人権尊重(※)を行っているか」とあるが、「諸外国の政府は、企業の人権尊重の取組に対してどのように支援をしているのか」のように、「政府」を主語にして記載いただきたい。
- ・ 2点目は、テーマ2の「日本企業による人権尊重の取組について、現状、課題、好事例を整理する。」という方針に関連し、経団連として今後、企業の取組状況について、来

年の1月頃を目安に実態把握に努めていく予定である。

(古谷 由紀子 一般財団法人CSOネットワーク代表理事、サステナビリティ消費者会議代表)

- ・ 3点申し上げる。1点目、諸外国の行動計画の調査に、ステークホルダーとの対話や協議の実態を含めていただきたい。
- ・ 2点目、諸外国の行動計画の調査から特定される日本の人権リスクとその対応を提示いただき、作業部会で議論していきたい。
- ・ 3点目、企業の取組を定性的にヒアリングするのではなく、作業部会でKPIを作成して評価することが重要である。そのうえで、課題、遅れているところについて国や企業がどう対処しようとしているのかを、作業部会で議論し、行動計画の改定につなげていければと考える。

(齊藤 一隆 中小企業家同友会全国協議会 政策局長)

- ・ ステークホルダー懇談会での検討事項について、前向きに検討いただきたい。
- ・ 資料5のテーマ1に関連して、指導原則や人権尊重を日本で広めるには、中小企業で理解や実践を広げることが鍵になるため、諸外国の行動計画の概要や海外企業の事例の調査の中で、中小企業に対して海外政府がどのような支援を行っているのか、海外での中小企業での実践事例などがあれば、提供いただきたい。

(銭谷 美幸 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ グループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー 兼 株式会社三菱UFJ銀行 チーフ・サステナビリティ・オフィサー)

- ・ 金融機関や投資家視点では、企業の行動は、ビジネスと人権に係わる各国・地域の法制度、開示規制によって促進されているとみている。よって、法制度や開示規制についても情報提供いただき、日本企業の置かれた状況と比較する事により日本政府としての目指すところが明確になると考える。

(田中 竜介 ILO駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ・ 省庁ヒアリングの重要性を再度強調させていただく。諸外国の取組、日本企業の取組を分析した上で、日本の政策で何が実行できるのかという観点で極めて重要であること、また、指導原則に即して議論をするためには、第1の柱、第2の柱、第3の柱、それぞれに関わる国の施策が重要であることから、省庁ヒアリングを実施した方が良いと考える。
- ・ 省庁ヒアリングの対象として、少なくともNCPは含めていただきたい。また外国人労働者の観点から法務省、厚生労働省、企業の人権デュー・ディリジェンス促進、情報開示の観点から経済産業省、金融庁、公共調達に関しては、財務省との意見交換が重要になると考える。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 行動計画の見直しについては、今後の方向性が整理でき次第、円卓会議、作業部会の皆様にはご報告するが、少なくとも今年依頼する作業は、現行の行動計画の規定に従って、3年目の意見交換に向けた準備である点、ご理解いただきたい。
- ・ 関係府省庁のヒアリングについて要望がある点は承知した。ただし、要望いただく上で

は、仮にヒアリングを実施する場合に有意義なものとなるよう、論点を絞ってほしい。NCPを対象に含めてほしいという要望は承知した。

- ・ 指標、モニタリングについて、作業部会の皆様が必要と判断されれば、議論、提言いただきたい。
- ・ 銭谷様のご意見について、外務省からの提供資料はあくまで行動計画の分析に限るが、作業部会にて各国の法規制について議論いただくことは問題ない。
- ・ 齊藤様のご意見を受け、行動計画における中小企業に関する記載を確認する。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ 2点申し上げたい。1点目、ロジも含めて事務局に全面支援いただきたい。
- ・ 2点目、省庁ヒアリングに関して、NCP、公共調達、人権デュー・ディリジェンス、外国人労働者は具体的なテーマアップであり、早急に省庁ヒアリングを実施すべきである。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ・ 省庁ヒアリングについて、田中様から挙げていただいたテーマ、関係府省庁はステークホルダー懇談会で具体的に議論した結果だが、必要であれば追って論点等は整理させていただく。
- ・ 外務省、事務局が積極的主体的に関与していただきたく、早い段階で今後のスケジュールやタイムライン等について議論したい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ リソースが限られるため、優先順位をつける必要がある。計画に対してその進捗を測ることはセットであって、3年目の成果を示すには進捗を測る指標が重要である。
- ・ 指標に関して外務省の見解を共有いただいたうえで、ステークホルダーが検討しなければ、現実的な指標を作るのは難しい。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 今後の進行をロジ含め事務局が支援するため、事務局と早い段階で打ち合わせをしていただきたい。節目には外務省からも参加し、協力する。
- ・ 企業ヒアリングとは別に、省庁ヒアリングについて、今回提示したテーマと枠組みで議論する中で、必要ということになれば、改めて御相談いただきたい。
- ・ 進捗を測る指標作りについても、現実的ではない議論にならないよう、一緒に議論をさせていただく用意はあるが、まずは、作業部会の皆様の中で整理していただきたい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 一連の議論をフォローし、議論事項の実現性が判断できる外務省の方に参加いただき、事務局と一緒にステークホルダーと汗をかく構造が良いと考える。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 外務省からの参加について強い御要望があることは承知した。一旦、引き取って、検討させていただく。
- ・ ご異論なければ、キックオフとさせていただきたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ・ 作業部会にお願いする事項のテーマ別指針に関して、今日の作業部会で出された意見、またステークホルダー懇談会からの要請をベースに、相互にコミュニケーションを図りながら進めていく趣旨であれば、開催要綱について了承した。

### **3. 閉会挨拶**

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ ステークホルダーの皆様と話をしながら詰めていくのが重要だと考えているため、引き続きご協力をお願いしたい。

(了)